

第7期大泉町障害福祉計画・第3期大泉町障害児福祉計画

令和6年3月

大泉町

第7期大泉町障害福祉計画・第3期大泉町障害児福祉計画

＜目次＞

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の期間.....	3
第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方.....	4
第1節 計画の基本理念.....	4
第2節 基本的な考え方.....	4
第3章 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの展開.....	7
第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス.....	7
第2節 令和8年度に向けた目標.....	8
第3節 障害福祉サービス・障害児福祉サービス量の見込みの算出.....	15
第4章 計画の推進.....	36

障害の表記について

現在、全国的な傾向として「障害」の害の字をひらがなに改め、「障がい」と表記する自治体が多くなっています。本町では、法律において「障害」の表記がなされているため、原則としてすべての文章で「障害」の表記をしています。

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

障害者や障害児に関わる町の計画として、障害者や障害児の権利擁護や社会参加、保健・医療や生活環境、更には住民の意識啓発など、障害者施策の枠組みを総合的に定める障害者基本計画と、療育の充実や就労支援の充実、自立を支援するための支援として障害福祉サービス・障害児福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備とサービスの見込量を設定する障害福祉計画・障害児福祉計画があります。

本町では、令和3年3月策定の「第6期大泉町障害福祉計画」及び「第2期大泉町障害児福祉計画（以下「前計画」という。）」に基づき、障害者及び障害児へ必要な福祉サービスを提供してきました。

このたび、令和5年度をもってこれらが期間満了となることから、前計画以後の障害福祉に関する法律や制度の改正、並びに国や県が示す障害福祉サービスや、地域生活支援事業に関する新たな指針や令和3年3月に策定した「第六次大泉町障害者基本計画（以下「基本計画」という。）」を踏まえ、令和6年度から令和8年度までを計画対象期間とする「第7期大泉町障害福祉計画」及び「第3期大泉町障害児福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「基本計画」を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第88条第1項に基づく「障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「障害児福祉計画」として、「基本計画」と一体的に策定するものです。

計画名	根拠法令	計画の性格
第7期大泉町障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
第3期大泉町障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	各年度における、障害児を対象とした、通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

本町では、最上位計画である、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～（以下「総合計画」という。）」（平成31年3月策定）の基本構想で掲げる将来都市像『住んでみたい 住み続けたいまち おおいすみ～みんなで創る 個性輝き、希望あふれるまち～』の実現のため、まちづくりを総合的に推進しているなかで、保健福祉に関する基本目標を「誰もが支え合い、健康で心豊かに暮らせるまち」として実施計画に基づく各施策に取り組んでいます。

本計画は、障害者の施策に関する包括的な計画である「基本計画」のうち、主に「生活支援」の分野にあたる施策を円滑に実施するために策定するものです。

第3節 計画の期間

「市町村障害福祉計画」は、3か年を1期として策定を行うことが義務づけられており、本計画は、令和6年度から令和8年度が計画期間となります。

年度 項目	平成 30 年度	令和 元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度								
上位計画	大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～ 基本構想															
	実施計画 (3年間)			実施計画 (4年間)											
	第二次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画 (5年間)					第三次大泉町地域福祉計画・大泉町地域福祉活動計画 (5年間)											
障害者関係 計画	第五次大泉町障害者基本計画			第六次大泉町障害者基本計画													
	第5期大泉町障害福祉計画			第6期大泉町障害福祉計画			第7期大泉町障害福祉計画										
	第1期大泉町障害児福祉計画			第2期大泉町障害児福祉計画			第3期大泉町障害児福祉計画										
障害者総合支援法																	
関連計画	大泉町人権教育・啓発に関する基本計画																
	第7期大泉町高齢者 保健福祉計画			第8期大泉町高齢者 保健福祉計画			第9期大泉町高齢者 保健福祉計画										
	大泉町子ども・ 子育て支援事業計画		第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画													
第二次元気タウン大泉健康21計画							第三次元気タウン大泉健康21計画										

第2章 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本計画は、障害者及び障害児に対する障害福祉サービスの提供に関する具体的な体制づくりやサービスなどを確保するための方策などを示す計画であり、「基本計画」の実施計画にあたります。

従って、「基本計画」とともに、その基本理念である「支えあい ともに暮らそう 私のまち おおいすみ」を本計画の基本理念とします。

第2節 基本的な考え方

本計画は、国から示された基本的な理念やサービス量を見込むためのガイドラインを盛り込んだ「基本的な指針」（以下「国的基本指針」という。）をもとに策定しています。本計画は、この指針と障害者基本法における基本的な理念を踏まえながら、本町の障害者の自立への施策を展開していきます。

(1) 障害者及び障害児の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者及び障害児の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者及び障害児が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び障害児通所支援などの提供体制の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

市町村を実施主体の基本とし、サービスの充実を図り、県の適切な支援などを通じて引き続き障害福祉サービスの地域格差をなくし、居住地域にかかわらず一定の支援が受けられるよう体制の整備を図ります。

また、障害福祉サービスは、発達障害者及び高次脳機能障害者、難病患者も対象となることを引き続き周知します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活支援の拠点づくり、NPOなどによる民間などからのサービスの提供をはじめ地域の社会資源を最大限に活用するとともに、提供体制の整備を進めます。特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービスが提供される体制を整備する必要があり、例えば日中サービス支援型指定共同生活援助※により常時の支援体制を確保するとともに、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制を整備します。

また、地域生活支援拠点等については、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する人に対する支援をさらに進めるために、ひとり暮らし、グループホームへの入居などの体験機会及び場の提供並びに専門的な対応ができる人材の確保・養成の機能を整備します。

さらに、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本町の地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

※日中サービス支援型指定共同生活援助：障害者の重度化、高齢化に対応するために創設された共同生活援助（グループホーム）の新たなサービス類型。24時間の支援体制を確保し、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行うサービス。

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な施設で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については町を実施主体に、障害児入所施設については県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて引き続き障害児支援の体制の整備を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援を担当する関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育の支援を受けることができるようになりますことで、障害の有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン※）を推進します。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進むなかにおいても、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があり、そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場ということを関係者と協力しながら積極的な周知を行います。

(7) 障害者の社会参加を支える取り組み

障害者の地域における社会参加を促進するためには、障害者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要であり、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障害者が文化芸術を鑑賞し、または創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、障害の有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化に触れ文化的な活動を受けることのできる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

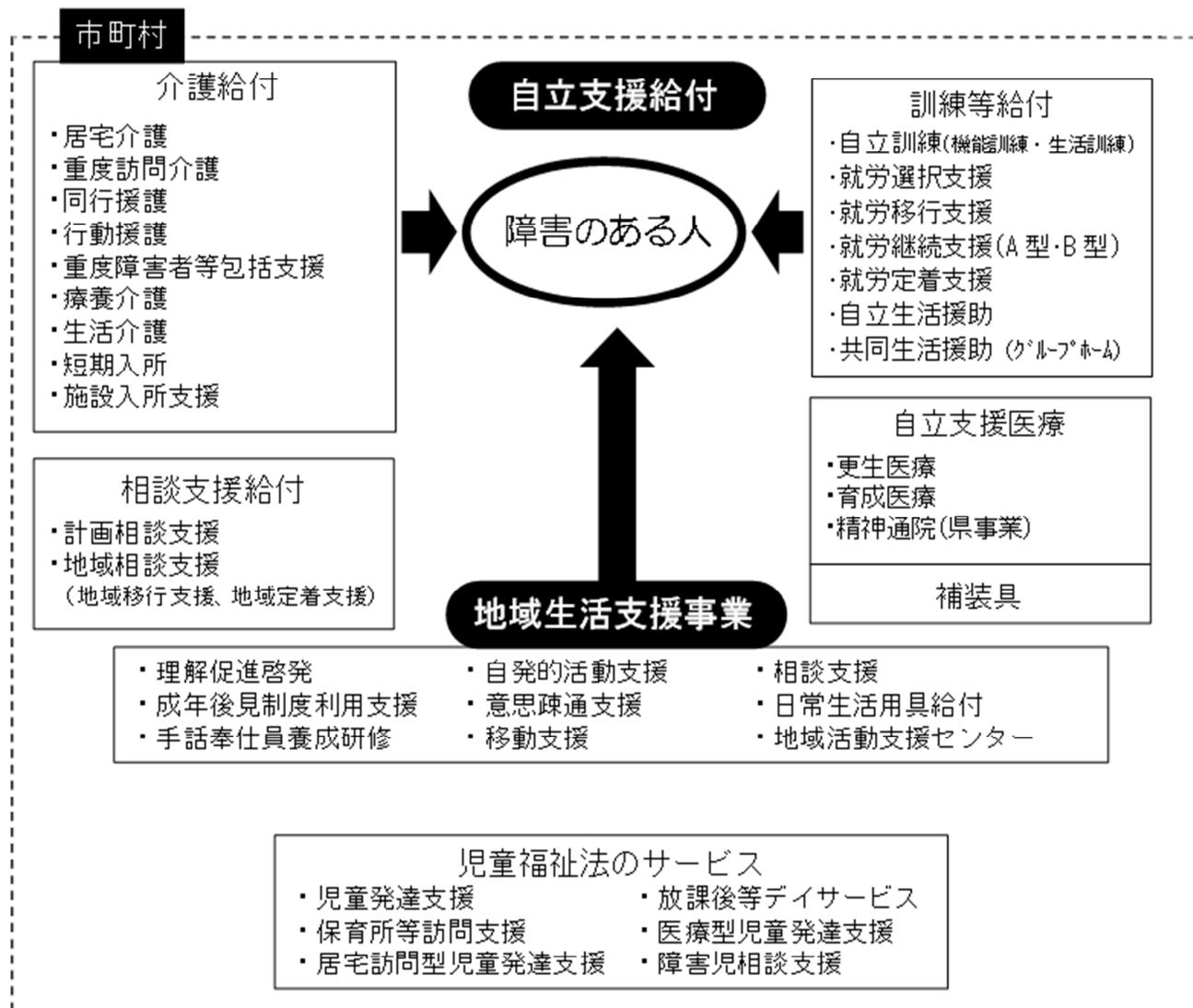
さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図ります。

※インクルージョン：本来「包含、包み込む」ことを意味する。教育及び福祉の領域においては、「障害があっても地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられている。

第3章 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの展開

第1節 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法に基づき提供されている福祉サービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により地方自治体が実施する「地域生活支援事業」とに分かれています。児童福祉サービスを含めたサービスの全体像を、以下に示します。



第2節 令和8年度に向けた目標

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和8年度を目標年度として、次の7つの項目について目標値を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行について
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実について
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等について
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等について
- (6) 相談支援体制の充実・強化等について
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について

7つの目標値の設定にあたっては、国の基本指針及び県の考え方を踏まえつつ、本町の実情に応じて設定します。

設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者、退院可能な精神障害者、その他サービス利用者を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図ります。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行について

地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後グループホームや一般住宅などに移行する人数について目標を定めます。

項目	数値	考え方
【実績】 令和4年度末時点の施設入所者数	37人	令和4年度末時点において福祉施設に入所している障害者の人数。
令和8年度末		施設からグループホームや一般住宅などに移行する者の人数。
【目標値①】 地域生活移行者数	3人 8.1%	令和4年度末時点における施設入所者の6%以上が、令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
令和8年度末における施設入所者数	35人	令和8年度末時点での施設入所者見込み人数。 地域生活移行者数のほか、新規入所者数や入所待機者数を見込んだ人数。
【目標値②】 施設入所者数の削減	2人 5.4%	令和8年度末時点での施設入所者数の削減目標(見込み) 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5.0%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

精神障害者が、地域の一員として安心して暮らしていくことができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、精神科病院からの早期退院及び退院による地域移行を進めるための目標を定めます。

項目	数値			備考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【活動指標①】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数を見込んで設定する。
【活動指標②】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	9人	9人	9人	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数を設定する。
【活動指標③】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回	市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込んで設定する。
【活動指標④】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人	「地域移行支援」の利用者のうち精神障害者数を設定する。
【活動指標⑤】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人	「地域定着支援」の利用者のうち精神障害者数を設定する。
【活動指標⑥】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	17人	17人	17人	「共同生活援助」の利用者のうち精神障害者数を設定する。
【活動指標⑦】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人	「自立生活援助」の利用者のうち精神障害者数を設定する。
【活動指標⑧】 精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人	「自立訓練（生活訓練）」の利用者のうち精神障害者数を設定する。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実について

障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者やその家族が地域で安心して生活するために必要となる機能を集約した拠点である「地域生活支援拠点」の設置箇所数、運用状況の検証等について目標を定めます。

項目	数値			備考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【活動指標①】 地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	地域生活支援拠点等の設置箇所数を設定する。
【活動指標②】 コーディネーターの配置人数	3人	3人	3人	コーディネーターの配置人数を設定する。
【活動指標③】 検証および検討の実施回数について、年間の見込み数	6回	6回	6回	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証および検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。
【活動指標④】 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実	有	有	有	強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める基本とする。

※地域生活支援拠点等については本町単独ではなく、館林市と本町を含む邑楽郡5町（以下「圏域」という。）

で令和4年度から設置しました。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等について

福祉施設における就労支援を強化するため、福祉施設から一般就労に移行する障害者について目標を定めます。

項目	数値	考え方
【実績①】 令和3年度の一般就労への移行者数	0人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和3年度において一般就労した者の数。
【実績②】 令和3年度の就労移行支援事業の一般就労への移行者数	0人	令和3年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数。
【実績③】 令和3年度の就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数	0人	令和3年度における就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数。
【実績④】 令和3年度の就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数	0人	令和3年度における就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数。

項目	数値	考え方
【実績⑤】 令和3年度の就労定着支援事業の利用 者数	0人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数。
令和8年度末		福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和8年度に一般就労する者の数。
【目標①】 令和8年度の一般就労移行者数	3人	令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
【目標①-2】 令和8年度の就労移行支援事業 の一般就労移行者数	1人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数。 令和3年度の移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
【目標①-3】 令和8年度の就労継続支援A型 事業の一般就労移行者数	1人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援A型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数。 令和3年度の移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。
【目標①-4】 令和8年度の就労継続支援B型 事業の一般就労移行者数	1人	福祉施設の利用者のうち、就労継続支援B型事業を通じて、令和8年度に一般就労する者の数。 令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
【目標②】 令和8年度の就労移行支援事業 所のうち一般就労に移行した者 の割合が5割以上の事業所の割 合	5割	就労移行支援事業所のうち、令和8年度に就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合。 5割以上とすることを基本とする。
【目標③】 就労定着支援事業の利用者数	1人	就労定着支援事業の令和8年度の利用者数。 令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
【目標④】 就労定着支援事業の就労定着率	7割	就労定着支援事業の令和8年度の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。 ※「就労定着実績体制加算」：前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることが要件。

(5) ー①障害児支援の提供体制の整備等について

障害児及びその家族への支援を適切に行うことができるよう、充実した体制の整備を進めます。

項目		数値	考え方
【目標①】 児童発達支援センターの設置		1箇所	令和8年度末までに、少なくとも一ヵ所以上設置することを基本とする。児童発達支援センターの設置により、センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指す。
設置形態	うち市町村単独	0箇所	町単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
	うち圏域で整備	1箇所	
【目標②】 保育所等訪問支援事業の実施		1箇所	令和8年度末までに、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする。
設置形態	うち市町村単独	0箇所	町内で実施することが望ましいが、状況によっては町外での実施でも可能とする。
	うち圏域で整備	1箇所	
【目標③】 障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築		有	令和8年度末までに、全ての市町村において、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
【目標④-1】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保		1箇所	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも一ヵ所以上確保することを基本とする。
設置形態	うち市町村単独	0箇所	町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
	うち圏域で整備	1箇所	
【目標④-2】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保		1箇所	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも一ヵ所以上確保することを基本とする。
設置形態	うち市町村単独	0箇所	町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
	うち圏域で整備	1箇所	
【目標⑤-1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		1箇所	令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議の場を設けることを基本とする。
設置形態	うち市町村単独	0箇所	町単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない。
	うち（都道府県が関与したうえでの）圏域で整備	1箇所	
【目標⑤-2】 医療的ケア児等に関するコーディネータの配置		2人	令和8年度末までに⑤-1の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(5) 一②障害児支援の提供体制の整備等（発達障害者等に対する支援）について

項目	数値			備考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【活動指標①】 ペアレントトレーニング※1やペアレントプログラム※2等の支援プログラムなどの受講者数	60人	60人	60人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムなどの実施状況及び本町における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込を設定する。
【活動指標②】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	2人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの実施者(支援者)数の見込を設定する。
【活動指標③】 ペアレントメンター※3の人数	1人	1人	2人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び本町における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込を設定する。
【活動指標④】 ピアサポート※4の活動への参加人数	1人	1人	2人	現状のピアサポートの活動状況及び本町における発達障害者等の人数を勘案し、人数の見込を設定する。

(6) 相談支援体制の充実・強化等について

項目	数値			備考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【活動指標①】 総合的・専門的な相談支援	有	有	有	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化①	6件	6件	6件	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化②	6件	6件	6件	地域の相談支援事業者的人材育成の支援件数の見込みを設定する。
【活動指標④】 地域の相談支援体制の強化③	6回	6回	6回	地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数の見込みを設定する。
【活動指標⑤】 地域の相談支援体制の強化④	6回	6回	6回	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込を設定する。
【活動指標⑥】 地域の相談支援体制の強化⑤	1人	1人	1人	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込を設定する。

項目	数値			備考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【活動指標⑦】 自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組	有	有	有	自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討により、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行う体制を確保することを基本とする。

- ※1 ペアレントトレーニング：発達障害などの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。
- ※2 ペアレントプログラム：育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。
- ※3 ペアレントメンター：自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
- ※4 ピアサポート：「ピア」とは仲間を意味し、「サポート」とは支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について

項目	数値			備考
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	5人	5人	5人	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
	2回	2回	2回	
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	有	有	有	都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。
	1回	1回	1回	

第3節 障害福祉サービス・障害児福祉サービス量の見込みの算出

以下の各サービスについて、国の基本指針に基づき、令和6年度～令和8年度までの見込み量を算出します。

1 障害福祉計画

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け利用するサービスです。

①居宅介護

自宅で介護が必要な障害者に対し、自宅で入浴や排泄、食事などの介護を行います。
はいせつ

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で常に介護が必要な障害者などに対し、自宅において入浴、
はいせつ 排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③行動援護

知的障害や精神障害により行動上の障害がある障害者などに対し、外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。

④同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時に同行して、移動に必要な情報の提供や移動の援護など必要な支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

寝たきり状態などの介護の必要性がとても高い障害者に対し、居宅介護などの複数のサービスを組みあわせて包括的に支援を行います。

■□利用実績□■

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	人/月	36	36	36 (32)
	時間 / 月	660	740	788 (1,138)
行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援				

※単位は年間を通じての月平均値（令和5年度は見込値）

※令和5年度の（ ）内の数値は、「第6期大泉町障害福祉計画・第2期大泉町障害児福祉計画」（令和3年3月策定）における令和5年度の見込値

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 重度訪問介護	人/月	37	38	39
	時間 / 月	835	849	863
行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援				

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・訪問系サービスは障害者の在宅生活を支える重要なサービスです。今後、施設や病院から在宅に移行する障害者が増えることで、利用意向は高まることが考えられるため、障害者が地域で安心して生活ができるよう必要量を見込みます。
- ・利用者のニーズに即した適正な支給決定を行います。
- ・利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- ・効率的で、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス提供事業者や指定特定相談支援事業所との連携を図ります。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設などで昼間の活動を支援するサービスです。

①生活介護

地域や入所施設で生活を営むために常に介護等の支援が必要な障害者に対し、食事や入浴、^{はいせつ}排泄等の介護や、軽作業などの生産活動並びに創作的活動の機会を提供するなど、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。

②自立訓練(機能訓練)

地域生活を営むうえで、一定の支援が必要な身体障害者に対し、身体能力・生活能力の維持や向上のための歩行訓練や家事などの訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

③自立訓練(生活訓練)

地域生活を営むうえで、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

④就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

⑤就労移行支援

一般就労などを希望している障害者に対し、事業所内での作業や実習、適性にあった職場探しなど、就労と職場定着に必要な支援を行います。

⑥就労継続支援A型

一般企業での就労が困難な障害者に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

⑦就労継続支援B型

一般企業等の雇用に結びつかない障害者や一定年齢に達している障害者などに対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

⑧就労定着支援

一般就労へ移行した障害者について、就労の継続を図るために企業、自宅などへの訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言の支援を行います。

⑨療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする障害者に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動などの社会参加活動支援、声かけのコミュニケーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。

⑩短期入所

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、^{はいせつ}排泄、食事の介護などを行います。

■□利用実績□■

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	66	66	66 (66)
	人 日 / 月	1,364	1,339	1,340 (1,261)
自立訓練(機能訓練)	人/月	2	0	0 (0)
	人 日 / 月	37	0	0 (0)
自立訓練(生活訓練)	人/月	2	1	1 (2)
	人 日 / 月	22	23	23 (36)
就労移行支援	人/月	4	5	5 (9)
	人 日 / 月	57	82	82 (167)
就労継続支援A型	人/月	10	10	10 (7)
	人 日 / 月	171	189	189 (136)
就労継続支援B型	人/月	49	59	61 (47)
	人 日 / 月	910	1,084	1,122 (578)
就労定着支援	人/月	0	0	0 (3)
療養介護	人/月	6	5	5 (6)
短期入所	人/月	0	5	5 (4)
	人 日 / 月	0	41	41 (54)

※単位は年間を通じての月平均値（令和5年度は見込値）

※令和5年度の()内の数値は、「第6期大泉町障害福祉計画・第2期大泉町障害児福祉計画」（令和3年3月策定）における令和5年度の見込値

◆◇見込量◆◇

事業名等	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	66	66	66
	人 日 / 月	1,340	1,340	1,340
うち強度行動障害を有する者	人/月	0	0	0
うち高次脳機能障害を有する者	人/月	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	人/月	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
	人 日 / 月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	1	1	1
	人 日 / 月	23	23	23
就労選択支援	人/月	—	2	2
就労移行支援	人/月	5	5	5
	人 日 / 月	82	82	82
就労継続支援 A型	人/月	10	10	10
	人 日 / 月	189	189	189
就労継続支援 B型	人/月	63	65	67
	人 日 / 月	1,159	1,196	1,233
就労定着支援	人/月	0	0	0
療養介護	人/月	5	5	5
短期入所 (福祉型)	人/月	5	5	5
	人 日 / 月	41	41	41
うち強度行動障害を有する者	人/月	0	0	0
うち高次脳機能障害を有する者	人/月	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	人/月	0	0	0
短期入所 (医療型)	人/月	0	0	0
	人 日 / 月	0	0	0
うち強度行動障害を有する者	人/月	0	0	0
うち高次脳機能障害を有する者	人/月	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	人/月	0	0	0

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図り、地域においては身近な場所での利用が可能となるよう努めます。
- ・利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- ・生活介護については、町内外の既存のサービス提供事業所にて、生活介護を提供するほか、指定通所介護事業所においても基準該当生活介護※としてサービスを提供します。また、必要に応じてサービス提供事業所の新規参入を促進するための支援を検討します。
- ・自立訓練については、町内外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、必要に応じ利用者に向けた情報提供を行います。
- ・療養介護については、町外のサービス提供事業所の動向にあわせ、利用可能な事業所の確保とその周知を図ります。
- ・短期入所については、町内外の既存のサービス提供事業所を中心に、障害者を介護・療育する家庭の負担を軽減するために、一時的・緊急的に利用できる短期入所の充実を図ります。
- ・障害者の就労については、必要な訓練の提供を受けるため、関係機関との連絡調整を図りながら一般就労への移行・定着を支援します。
- ・障害者の雇用推進及び工賃向上を図るため、受注機会を拡大することについて、取り組みを進めます。

※基準該当生活介護：障害福祉サービスの事業所としては登録をされていないが、介護保険の指定事業所が町の許可のもとに障害福祉サービスを提供する制度。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

①自立生活援助

ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な自宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

②共同生活援助（グループホーム）

地域生活を営むうえで支援を必要とする障害者に対し、共同生活の場において、食事や入浴、^{はいせつ}排泄の介護や相談支援を行うとともに、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整を行います。

③施設入所支援

施設に入所している障害者に対し、入浴や排泄、^{はいせつ}食事の介護などの支援を行います。

④宿泊型自立訓練

地域生活を営むうえで一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、施設に宿泊させ、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整などの支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

■□利用実績□■

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0 (0)
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	45	43	43 (36)
施設入所支援	人/月	40	37	37 (36)
宿泊型自立訓練	人/月	0	0	0 (1)

※単位は年間を通じての月平均値（令和5年度は見込値）

※令和5年度の()内の数値は、「第6期大泉町障害福祉計画・第2期大泉町障害児福祉計画」（令和3年3月策定）における令和5年度の見込値

◆◇見込量◆◇

事業名等	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	44	46	47
うち強度行動障害を有する者	人/月	0	0	0
うち高次脳機能障害を有する者	人/月	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	人/月	0	0	0
施設入所支援	人/月	36	35	35
宿泊型自立訓練	人/月	0	0	0

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・自立生活援助については、町内外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、必要に応じ利用者に向けた情報提供を行います。
- ・地域生活への移行の観点から、町内外のグループホーム利用を促進するとともに、社会福祉法人等が新規参入しやすいよう、必要に応じ支援を行います。
- ・施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行等を勘案しながら必要な実施体制と見込量の確保に努めます。
- ・宿泊型自立訓練については、近隣のサービス提供事業所と連携し、利用者に向けた情報提供をするなど、サービスの利用を促進します。

(4) 相談支援

①計画相談支援

障害福祉サービスの利用にあたり、個々のニーズや状態に応じて、必要なサービスが利用できるようケアマネジメントを行います。

②地域移行支援

入所施設や病院に長期入所等している障害者が地域での生活に移行するための準備に必要な同行支援・入居支援を行います。

③地域定着支援

自宅でひとり暮らしをしている障害者に対し、夜間等も含め緊急時における連絡・相談などの必要な支援を行います。

■□利用実績□■

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	38	35	38 (42)
地域移行支援	人/月	0	0	0 (1)
地域定着支援	人/月	0	0	0 (2)

※単位は年間を通じての月平均値（令和5年度は見込値）

※令和5年度の()内の数値は、「第6期大泉町障害福祉計画・第2期大泉町障害児福祉計画」（令和3年3月策定）における令和5年度の見込値

◆◇見込量◇◆

事業名等	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	38	38	38
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0

※単位は年間を通じての月平均値

▲△確保の方策△▲

- ・障害特性や個々のニーズに配慮した、よりきめ細やかな相談支援を行うため、大泉町障害者相談支援センターの充実を図るとともに、様々な社会資源を活用しながら、身近な相談支援の基盤整備に取り組みます。
- ・提供体制の整備と併せて、相談支援従事者の質の向上を図ります。
- ・一般相談支援と計画相談支援及び地域相談支援との役割分担や、計画相談支援と障害福祉サービスを提供する事業者との在り方について、館林市外五町地域自立支援協議会での検討を踏まえ、相談支援体制の更なる充実を図ります。
- ・計画相談支援については、大泉町障害者相談支援センター及び特定相談支援事業所と連携し、円滑なサービス利用に向けた体制を構築します。
- ・地域移行支援、地域定着支援については、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けての協議の場において、関係者に周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ・利用者に対し、広報紙や町ホームページなどを通じて新たな制度の周知を行い、障害者やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

2 障害児福祉計画

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援・障害児への支援サービス

①児童発達支援

主に就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

②放課後等デイサービス

主に就学している障害児に対し、放課後等に施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

③保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

④医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。

⑤居宅訪問型児童発達支援

自宅を訪問し、重度の障害により外出が困難な障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

⑥障害児相談支援

障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案の作成を行います。

また、給付決定後、事業者等と連絡調整を行うとともに利用計画の作成を行います。

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修を受講した者を配置し、医療的ケア児のサービス提供に繋げます。

■□利用実績□■

事業名等	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	34	53	57 (40)
	人 日 / 月	397	559	599 (531)
放課後等デイサービス	人/月	65	74	76 (76)
	人 日 / 月	997	1,269	1,300 (1,645)
保育所等訪問支援	人/月	4	4	4 (1)
	人 日 / 月	9	7	8 (2)
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0 (0)
	人 日 / 月	0	0	0 (0)
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0 (0)
	人 日 / 月	0	0	0 (0)
福祉型児童入所支援	人/月	-	-	- (-)
医療型児童入所支援	人/月	-	-	- (-)
障害児相談支援	人/月	16	24	25 (30)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	人	1	1	1 (1)

※単位は年間を通じての月平均値（令和5年度は見込値）

ただし、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は年間値

※令和5年度の()内の数値は、「第6期大泉町障害福祉計画・第2期大泉町障害児福祉計画」（令和3年3月策定）における令和5年度の見込値

◆◇見込量◆◇

事業名等	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	59	62	65
	人 日 / 月	620	651	683
放課後等デイサービス	人/月	78	80	82
	人 日 / 月	1,334	1,368	1,402
保育所等訪問支援	人/月	4	4	4
	人 日 / 月	8	8	8
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人 日 / 月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人 日 / 月	0	0	0
福祉型児童入所支援	人/月	－	－	－
医療型児童入所支援	人/月	－	－	－
障害児相談支援	人/月	26	27	28
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	人	1	2	2

※単位は年間を通じての月平均値

ただし、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は年間値

▲△確保の方策△▲

- ・障害児の療育および訓練、また日中活動の場として、今後もサービス利用の増加が見込まれるため、支援を必要とする人が適切にサービス利用できるよう、町内に限らず圏域全体でサービス事業者の確保に努めるとともに、社会福祉法人等が新規参入しやすいよう、必要に応じ支援を行います。
- ・町内で支援が受けられ、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、サービス提供事業者や障害児相談支援事業所との連携を図り、基盤の整備、質の確保に努めます。
- ・乳幼児期から就学、就労に至る各ライフステージにおいて、切れ目のない一貫した支援を提供するために、サービス提供事業者や障害児相談支援事業所のほか関係機関等と連携し、支援体制の構築を図ります。
- ・障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへの支援の移行に当たっては、円滑な移行が行われるよう、県との緊密な連携を図っていきます。
- ・発達障害のある児童に対しては、保育園や認定こども園、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう連携し、支援体制の強化を図ります。
- ・障害児のニーズに応じて、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」と連携を図り、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある児童が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児への支援に努めます。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者及び障害児がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう生活をサポートするサービスで、障害者のニーズにあわせて柔軟なサービスを提供することにより、障害の有無に関わらずお互いの人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とした事業です。具体的には、障害者やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行う相談支援事業をはじめ、成年後見制度利用支援事業、移動支援などがあります。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない事業（必須事業）と市町村の判断で地域特性により柔軟に実施できる事業（任意事業）から構成されています。

年齢や障害種別等に関わりなく、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、地域生活支援事業を推進します。

(1) 必須事業

【サービスの種類及び内容】

区分	名 称	サービス内容
地域支援生活事業 必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害者及び障害児に対する理解を深めるために、町が実施する研修・啓発事業です。
	(2) 自発的活動支援事業	障害者及び障害児やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。
	(3) 相談支援事業	<p>①相談支援事業 障害者やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行います。</p> <p>②基幹相談支援センター等 機能強化事業 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割（地域の相談支援専門員の人材育成、広域的な調整、地域移行等に係るネットワーク構築、権利擁護、虐待対応等）を実施します。 さらに、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施することを基幹相談支援センター等機能強化事業といいます。</p> <p>③住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業です。</p>
	(4) 成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度による支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、制度の利用を支援する事業です。
	(5) 成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業です。
	(6) 意思疎通支援 事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、高次脳機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者及び障害児に、障害者及び障害児とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行う事業です。
	(7) 日常生活用具 給付等事業	重度障害者に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付又は貸与する事業です。
	(8) 手話奉仕員養 成研修事業	聴覚障害者との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。
	(9) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者及び障害児に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。
	(10) 地域活動支援 センター事業	障害者が通所により、創作活動又は生産活動を行い、社会との交流の促進を図ります。地域活動支援センターには基礎的な事業と機能強化事業があります。

【サービス実績及び見込量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 理解促進研修・啓発事業		有	有	有(有)	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業		有	有	有(有)	有	有	有
(3) 相談支援事業							
①障害者相談支援事業	箇所	1	1	1 (1)	1	1	1
基幹相談支援センター		無	無	無(無)	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業		有	有	有(有)	有	有	有
③住宅入居等支援事業		有	有	有(有)	有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0 (0)	0	0	0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		有	有	有(有)	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	33	49	49 (25)	49	49	49
②手話通訳者設置事業	日	24	24	24 (12)	24	24	24
(7) 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	件	3	0	1 (1)	1	1	1
②自立生活支援用具	件	0	1	1 (5)	1	1	1
③在宅療養等支援用具	件	4	1	1 (2)	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	件	1	0	1 (2)	1	1	1
⑤ ^{はいせつ} 排泄管理支援用具	人	740	763	778 (859)	793	808	823
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	0	0 (0)	0	0	0

※単位は年間値

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

※令和5年度の()内の数値は、「第6期大泉町障害福祉計画・第2期大泉町障害児福祉計画」(令和3年3月策定)における令和5年度の見込値

事業名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(8) 手話奉仕員養成研修事業 実養成講習終了見込者数	人	21	17	19 (6)	19	19	19	19
(9) 移動支援事業	実利用見込 者数	人	11	12	12 (11)	12	12	12
	延べ利用見込 時間数	時間	238	248	248 (608)	248	248	248
(10) 地域活動支援 センター	町内	箇所 人	1 11	1 12	1 (1) 12 (11)	1 12	1 12	1 12
	他市町村	箇所 人	5 11	5 7	5 (5) 7 (10)	5 7	5 7	5 7

※単位は年間値

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

※令和5年度の()内の数値は、「第6期大泉町障害福祉計画・第2期大泉町障害児福祉計画」(令和3年3月策定)における令和5年度の見込値

(2) 任意事業

【サービス種類及び内容】

名称	サービス内容
日中一時支援事業	障害者が日中に活動できる場の確保と障害者の家族の就労支援、また介護者の一時的な休息を確保するために、一時的な見守りなどの支援が必要と町が認めた障害者に対し、サービス提供事業所や障害者支援施設等において、日中の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
社会参加促進事業	障害者の社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業を行います。
成年後見制度利用支援事業 (費用等の支援)	成年後見制度による支援が必要であるが、申立てをする親戚がないため、制度の利用が難しい知的または精神の障害者に対し、必要と認められた場合、町長が申立人となり、申立てにかかる費用及び裁判所が選定した後見人の報酬の全部または一部を助成します。

【サービス実績及び見込量】

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	8	6	9 (12)	9	9	9
社会参加促進事業	人	0	2	0 (0)	0	0	1
成年後見制度利用支援事業 (費用等の支援)	人	0	0	0 (0)	0	0	0

※単位は年間値

※令和3年度、令和4年度は実績値、令和5年度以降は見込値

※令和5年度の()内の数値は、「第6期大泉町障害福祉計画・第2期大泉町障害児福祉計画」(令和3年3月策定)における令和5年度の見込値

▲△確保の方策△▲

- ・相談支援事業については、館林市外五町地域自立支援協議会を中心にサービス提供事業所と連携し、円滑な相談体制の整備を進めます。また、広報紙や町ホームページなどを活用し、大泉町障害者相談支援センターの周知と利用の促進を行います。
- ・意思疎通支援事業については、手話通訳派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を県に委託しサービスを提供します。
- ・日常生活用具給付等事業については、障害者の自立生活に資するため、サービスの周知と日常生活支援用具等の情報を提供するとともに毎年予算を確保するよう努めます。また、障害者と介護者が容易かつ適切に利用できるよう使用方法や修理など情報提供や相談の充実を図ります。
- ・移動支援事業については、必要に応じてサービスを提供できるようサービス提供体制を整えるとともに、サービスの周知を図るなど利用を促進します。
- ・地域活動支援センター事業については、Ⅲ型※として指定管理者制度により適正な管理運営のできる法人へ事業委託し、機能の強化・充実を行います。
- ・日中一時支援事業については、必要に応じてサービスを提供できるようサービス提供体制を整えるとともに、サービスの周知を図るなど利用を促進します。
- ・社会参加促進事業については、障害者の自立に向けた支援策として、毎年予算を確保するよう努めるとともに、制度の利用を促進するため、広報紙や町ホームページなどを活用し、制度の周知を図ります。
- ・成年後見制度利用支援事業については、障害者の権利擁護の支援策として、毎年予算を確保するよう努めるとともに、中核機関※と連携しながら成年後見制度の利用促進や権利擁護の啓発を図ります。

※Ⅲ型：地域活動支援センターは事業内容によりの3タイプに分類される。

I型：精神保健福祉士等の専門職員が配置され、1日当たりの利用人数が20名以上

II型：専門職員の配置の必要はなく、1日当たりの利用人数が15名以上

III型：専門職員の配置の必要はなく、1日当たりの利用人数が10名以上

※中核機関：成年後見制度に関し、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（要支援者を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み）のコーディネートを担う中核的な機関

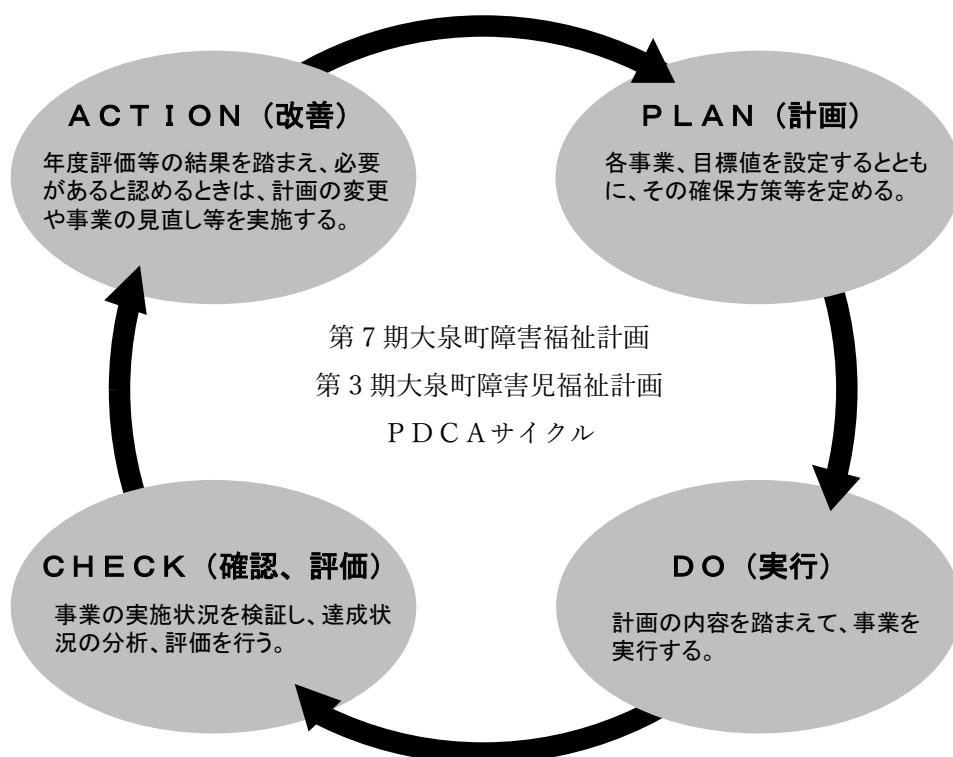
第4章 計画の推進

本計画の推進体制としては、「基本計画」に基づく、「大泉町障害者基本計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）」と連携しながら推進を図ります。また、事業の推進状況については、策定委員会に毎年度報告します。

地域生活への移行など、制度や財政の面で本町単独での対応が困難なものに関しては、国や群馬県に対して支援を働きかけていきます。

なお、本計画で見込む各障害福祉サービス等の見込量は、実績や今後の動向を踏まえて今後整備・確保していくべき量を設定したものであり、実際の利用に際し制限をかける根拠となるものではありません。サービスの実際の利用に際しては、設定した見込量に関わらず、必要なサービスを適正に提供します。

また、各事業の「PDCA（P l a n：計画、D o：実行、C h e c k：確認・評価、A c t i o n：改善）サイクル」に基づき、計画の評価・改善を行っていきます。



第7期大泉町障害福祉計画・

第3期大泉町障害児福祉計画

令和6年3月

発行 大泉町

編集 健康福祉部 福祉課

〒370-0523

群馬県邑楽郡大泉町大字吉田 2465

TEL 0276-62-2121